

軽費老人ホームに対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
第 1 適切な利用者処遇の確保	この主眼事項及び着眼点は、軽費老人ホーム（現存するA型軽費老人ホーム、B型軽費老人ホーム、ケアハウス、平成20年6月1日以降新設施設）に対するものである。なお、H20年6月1日現在現存するA型、B型の軽費老人ホームは経過的軽費老人ホームとして追加事項があるので留意すること。
1 利用者の意向・希望の尊重	(1) 利用者処遇について、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて行うよう配慮しているか。 (2) 施設側の都合により、利用者の生活を不当に制限していないか。 (3) 利用者からの施設内における苦情を受付けるための窓口が設置され、苦情の解決に向けた手続きと併せて利用者等に周知されているか。また、苦情があった場合、その内容を記録しているか。 (4) 従来你的生活状況、家庭状況及び心身の健康状態等について把握し、利用者の入所後の各種相談に応じるとともに適切な助言等に努めているか。また、入所時に健康診断を実施し、その記録を保存しているか。 (5) 虐待を未然に防止するための取組みは適切か。
2 利用者の心情に配慮した処遇、生活環境の確保	(1) 利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。 (2) 居室等は設備及び運営基準に合った構造になっているか。 (3) 構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分考慮されているか。 (4) 常に、市町村、介護保険サービス等の実施者と十分な連携をとり、必要に応じ、その有効な利用について利用者への紹介・手続き等の援助を行っているか。 (5) 利用者の緊急時に対応できる職員体制の整備と、関係機関との連携に努めているか。 (6) 非常通報装置や全館一斉放送設備の活用により緊急の連絡が速やかに行われるよう努めているか。 (7) 疾病、常時の要介護状態、収入の途絶等、利用者が生活に困窮を生じた場合には、医療機関への連絡、家族との調整等所要の対応を図るとともに、関連諸制度、諸施策の活用についても迅速、適切な配慮を行っているか。 (8) 利用者の生活の質の向上を図るため、ゆとりのある、かつ、楽しみのあるものにするためのレクリエーション及びクラブ活動等の実施に当たっては、利用者が積極的に参加できるような創意工夫がなされているか。 (9) 居室にブザー等の緊急の連絡に必要な設備が設けられ、円滑に作動しているか。
3 生活者としての利用者処遇の充実	次の(1)～(12)までは食事の提供に関する項目であり、経過的B型軽費老人ホームは該当しない。 (1) 必要な栄養所要量（栄養のバランス、食品構成等）が確保されているか。 (2) 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を踏まえ、食事に対する利用者の評価が献立に反映されるなど、工夫がなされているか。 なお、特別食やおやつを提供する場合、同様に配慮されているか。 (3) 検食は適切な時間になされているか。（原則として、食事前となっているか。） また、施設長以下各職種の職員により実施されているか。 (4) 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。（特に夕食時間は17時以降となっているか。） (5) 食事は適温で食べられるよう配慮がされているか。 (6) 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存－20度）で給食物及び原

軽費老人ホームに対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
	材料が全て保存されているか。 (7) 給食材料が適切に保存されているか。 (8) 食器類の衛生管理に努めているか。 (9) 給食関係者の検便は、採用時と毎月1回以上実施されているか。 (10) 利用者の身体状態（咀嚼能力、健康状態等）に併せた調理内容になっているか。 (11) 県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するように努めているか。 (12) 地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めているか。 (13) 入浴は2日に1回以上の頻度で提供するなど、適切な方法により、清潔保持に努めているか。 なお、入浴の準備を行わない日であっても、シャワーが使用できるよう努めているか。 (14) 定期的（経過的A型軽費老人ホームは1年に2回以上）に健康診断を受ける機会を提供するとともに、その記録を保存し、健康の保持、疾病の予防に努めているか。 (15) 一時的な疾病等のため、日常生活に支障がある場合は、介助・給食サービス等日常生活の世話が行えるよう配慮しているか。 (16) あらかじめ、嘱託医及び協力病院を定めておき、緊急の場合は、必要な措置が行える体制が整えられているか。 ●経過的A型軽費老人ホーム ア 医務室は、医療法第7条の許可を受けているか。 イ 嘱託医は、契約に基づいた勤務実態となっているか。 ●経過的B型軽費老人ホーム ア 利用者の食事は、原則として自炊によるものであるか。
4 適正な利用料の確保	(1) 特別なサービスに要する費用を徴収する場合、基準及び通知に基づき適正に算定されているか。また、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付し、同意を得ているか。 (2) 共益費などの曖昧な名目の経費が算定されていないか。
5 入所者預り金の適切な取扱い	(1) 自己管理が可能な利用者の所持金について、一律に預り金として管理していないか。 (2) 利用者からの依頼で預り金を保管している場合、通帳と印鑑の保管責任者が別々に定められ、その保管場所も別々になっているか。 また、保管する金庫等の鍵も別々に管理されているか。 (3) 預り金管理料については、算定根拠を明らかにしているか。 (4) 預り金の収支状況について、施設長による定期的（毎月）点検が実施されているか。 (5) 預り金の払出しに当たり、利用者から払出依頼書及び受領印を徴しているか。 (6) 預り金の収支状況について、定期的（年4回程度）に利用者に知らせているか。
第2 施設運営の適正化の推進	低額な料金で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な老人を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与し、もって老人が、健康で明るい生活を送れるよう運営されているか。
1 施設の適正な運営管理	(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。 (2) 管理（運営）規程、就業規則等必要な諸規定が整備され、当該規定等に基づいた

軽費老人ホームに対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
	適切な運用がなされているか。 (3) 設備、職員及び会計に関する書類等施設運営に必要な帳簿（入所案内書、入所申込書、利用契約書を含む。）は整備されているか。 (4) 管理(運営) 規定の概要、職員の勤務の体制、協力医療医機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (5) 入所者に提供するサービスの状況に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 (6) 施設の利用に当たり、契約の内容等について十分説明が行われた上で、利用者と施設長との契約が締結されているか。 また、契約の成立後、遅滞なく、運営規定の概要、職員の勤務体制、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面が交付されているか。 (7) 施設長は、入所時に契約の解除となる条件について、十分説明を行っているか。 また、利用者の権利を不当に狭めるような契約解除の条項を定めていないか。 さらに、契約を解除できるための退所の要件が運営規程等に定められているか。 (8) 衛生管理等 ア 利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。また、A型軽費老人ホームにあっては、医薬品及び医療用具の管理が適正に行われているか。 ・水道法（昭和32年法律第177号）の適用されない小規模の水道についても、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講じているか。 ・常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行っているか。 イ 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。 ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携を保っているか。 ・特に、新型コロナウイルス感染症対策、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策、ノロウイルス等感染性胃腸炎対策等については、その発生及びまん延を防止するための委員会をおおむね3か月に1回以上、定期的に開催し、その結果について、介護職員等に周知徹底を図っているか。また、職員を対象に衛生管理に関する研修を年1回以上実施しているか。 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 (9) 事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、その報告方法等が記載された事故発生防止の指針が整備されているか。 また、事故が発生した場合は、その事実が報告され、改善策等について、職員に周知徹底する体制が整備されているか。 (10) 施設長に適任者が配置されているか。 (11) 施設長は、暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者ではないか。 (12) 職員は、配置基準に基づき必要な人員が配置されているか。 (13) 宿直体制が確保されているか。 (14) 職員等が、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、採用時に誓約書を徴収するなど必要な措置を講じているか。 (15) セクシュアル・ハラスメント等の防止に対する取組みは適切か。
2 外部評価等による 処遇の質の向上	自らその行う処遇の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその処遇の質の改善を図るよう努めているか。

軽費老人ホームに対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
3 適正な会計処理	運営費は適正に使用され、弾力運用も適正に行われているか。 ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。 イ 民間施設給与等改善費の管理費加算相当額、運用収入及び繰越金等からの本部会計への繰入は、適正に行われ、その積算根拠は明確にされているか。
4 不祥事の未然防止対策の確立	(1) 施設の資金を他に貸し付ける等、不適切な取扱いがなされていないか。 (2) 施設の資金がみだりに内部流用されていないか。 (3) 手形は振り出されていないか。また、不当に預金等を担保に資金の借入れが行われていないか。 (4) 架空職員の配置等により、給与費等の水増し請求は行われていないか。 (5) 給与は、適正に支給されているか（職員の勤務実態は、出勤簿、給与台帳、源泉徴収票等の関係書類と一致しているか）。
5 防災対策の充実強化	(1) 防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備されるとともに、これらの設備について専門業者による定期的点検は行われているか。 イ 非常災害時の連絡・避難体制及び地域の協力体制は確保されているか。例えば、風水害の場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されているか。 ウ 非常食等、予想される物資の把握並びに平常時からの相互支援関係にある施設、近隣の施設及び地域住民等との協力体制について、検討されているか。 エ 軽費老人ホームが定める非常災害に対する具体的な計画（以下、「非常災害対策計画」という。）が作成されているか。また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか（必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。）。 オ 非常災害対策計画には以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に火災が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものであるか。 【具体的な項目例】 ・ 軽費老人ホームの立地条件（地形等） ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等） ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等） ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等） ・ 避難場所（市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース等） ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等） ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等） ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等） ・ 関係機関との連携体制 カ 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。 キ 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出のうえ年2回以上適切に実施されているか。また、そのうち1回は夜間又は夜間を想定した訓練を実施しているか。

軽費老人ホームに対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
6 地域交流等への取り組み	ク 非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか。 (2) 非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受入れに努めているか。 (1) 地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等の地域との交流を図っているか。 (2) 入所者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めているか。
7 業務継続計画の策定等	(1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。また、定期的に計画の見直しを実施し、必要に応じて計画を変更しているか。